

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和60年4月24日規則第26号	昭和60年8月27日規則第43号
	昭和62年3月23日規則第6号	平成元年3月31日規則第39号
	平成元年12月27日規則第71号	平成3年3月26日規則第17号
	平成4年1月13日規則第1号	平成4年3月25日規則第110号
	平成4年10月26日規則第89号	平成5年6月25日規則第55号
	平成5年9月30日規則第78号	平成5年10月12日規則第102号
	平成5年12月24日規則第114号	平成7年3月31日規則第23号
	平成8年3月29日規則第16号	平成9年3月31日規則第40号
	平成9年5月13日規則第66号	平成10年3月27日規則第23号
	平成10年6月17日規則第68号	平成11年3月31日規則第42号
	平成12年3月31日規則第56号	平成14年8月29日規則第77号
	平成14年11月20日規則第86号	平成16年3月19日規則第10号
	平成17年3月31日規則第24号	平成18年3月15日規則第13号
	平成19年3月19日規則第28号	平成26年12月12日規則第101号
	平成28年3月23日規則第42号	令和2年2月14日規則第3号
	令和2年2月28日規則第7号	

(目的)

第1条 この規則は、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 条例第10条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、自転車放置禁止区域標識（第1号様式）を当該地域に、設置するものとする。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第3条 条例第13条第1項の規定による指導は、当該地域又は場所に、自転車を放置してはならない旨を明示した立看板の設置等により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による撤去する旨の警告は、放置自転車を撤去する日の7日前までに警告書（第2号様式）により行うものとする。

(保管期間)

第4条 条例第14条第1項の保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。

(自転車保管台帳)

第5条 条例第14条第1項の規定により保管した自転車は、当該自転車の形状等を自転車保管台帳（第3号様式）に登載し、処理するものとする。

(返還通知書)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、自転車返還通知書（第4号様式）によるものとする。

(処分の方法)

第6条の2 条例第14条第2項の規定による処分は、売却、無償譲渡、廃棄その他区長が適当と認める処分とする。

2 条例第14条第3項の規定による処分は、廃棄とする。

追加〔平成19年規則28号〕

第7条から第11条まで 削除

削除〔令和2年規則7号〕

(施設の用途)

第12条 条例第21条第2項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 顧客に対して物品を販売する業務及び生活協同組合等団体がその構成員に対して物品を供給する業務を行う店舗並びに飲食を営む

ための店舗をいう。

- (2) 銀行 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に規定する信託銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫をいう。
- (3) 遊技場 パチンコ屋、ゲームセンターその他施設を設けて顧客に遊技をさせる施設をいう。
- (4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。
- (5) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。

一部改正〔令和2年規則3号〕

（店舗等面積の算定）

第13条 条例第21条第2項に規定する店舗等面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 売場（飲食店の客席、ちゅう房及び待合室を含む。）、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場及びこれらに類するもの
- (2) 銀行 銀行室、待合室、ショーウィンド及びこれらに類するもの
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの
- (4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの
- (5) 学習施設 教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの

（設置の届出）

第14条 条例第27条の規定により、自転車駐車場の設置又は変更の届出をしようとする者は、自転車駐車場設置（変更）届出書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）

3 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書（第10号様式）を、区長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第15条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。

（措置命令書）

第16条 条例第33条第1項に規定する措置命令は、措置命令書（第12号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月24日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年8月27日規則第43号）

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日規則第6号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第39号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月27日規則第71号）

この規則は、平成2年1月4日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第17号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年1月13日規則第1号）

この規則は、平成4年1月16日から施行する。

附 則（平成4年10月26日規則第89号）

この規則は、平成4年11月2日から施行する。

附 則（平成4年3月25日規則第110号）

この規則は、平成5年1月4日から施行する。

附 則（平成5年6月25日規則第55号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日規則第78号）

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則（平成5年10月12日規則第102号）

この規則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則（平成5年12月24日規則第114号）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び別表の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成6年1月1日から同年3月31日の間に自転車駐車場等を利用しようとする者の利用登録については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規則第23号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第4号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第16号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第40号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月13日規則第66号）

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月27日規則第23号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月17日規則第68号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第42号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定、第13条の改正規定及び第9号様式の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第2号様式から第10号様式まで及び第12号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第56号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第2号様式から第6号様式の2まで及び第9号様式から第12号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年8月29日規則第77号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成14年11月20日規則第86号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第10号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則第4条の規定は、平成16年4月1日以後に撤去した自転車について適用し、同日前に撤去した自転車については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表高井戸西自転車置場の項を削る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日規則第101号）

この規則は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第4号様式裏の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日規則第3号）

この規則は、令和2年2月17日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第3号様式

（第5条関係）

第4号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成26年規則101号〕

第5号様式から第8号様式まで 削除

削除〔令和2年規則7号〕

第9号様式

（第14条関係）

第10号様式

（第14条関係）

第11号様式

（第15条関係）

第12号様式

（第16条関係）

全部改正〔平成28年規則42号〕